

令和7年5月2日

国土交通省 姫路河川国道事務所
東播海岸出張所長 殿

届出者 住所 〒538-0054
大阪府大阪市鶴見区緑 1-7-22

氏名 FPV WORKS 土門弘治

届 出 書

1. 使用場所 兵庫県神戸市垂水区東舞子町4 地先
東播海岸 5.4km 地点
2. 使用目的 ドローン空撮による明石海峡観光プロモーション
3. 使用期間 令和7年5月3日 ～ 令和7年5月3日
4. 使用人員 2人
5. その他
イ) この届け出に係る行為に起因して海岸管理施設あるいは第三者に損害を与えることがないように常に万全の措置を講じます。
ロ) 火の始末、持ち込んだ機材等の後片付け及び清掃は完全に行います。
ハ) 砂浜、護岸等の損傷・汚損、また油その他の処理困難なもので海岸を汚損しないよう注意して作業します。
ニ) 管理用通路及び海岸敷地内に資材等の放置は行いません。
管理用通路（自転車道）管理者及び、海岸管理者（海岸巡視員含む）の指示を守り、安全に注意して作業します。
ホ) この届出に係る行為に起因して海岸管理施設その他工作物に損害を与えた時は速やかに出張所長に届け出て、その指示に従い届出者の負担において措置します。また第三者に損害を与えた時は全て届出者の責任と負担において解決します。

担当者 土門弘治

連絡先 090-8573-5896